

答 申 書 (案)

令和 3 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 笠原 三紀夫

令和 2 年 1 2 月 1 1 日付け環環管第 1 5 号をもって諮問のありました「小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る配慮書案について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 統合後の学校の建設に関する事項のみならず、通学区域の広がりや統合される学校からの通学路の変化が分かる図を明示するとともに、統合される学校の施設や設備を引き続き教育活動に利用する場合はその内容など、一連の学校統合による影響の全体像が理解できるよう配慮書に記載すること。
- 2 多様な特性を持つ児童・生徒の安心・安全かつ良好な通学・学習環境を確保するよう万全を期すこと。
- 3 静かな学習環境を確保できるよう、空調設備による学習環境への影響に配慮するとともに、今後の交通量の変化も考慮した道路交通騒音による学習環境への影響に配慮すること。
- 4 既設建物の解体工事において、アスベスト含有建材が確認された場合は関係法令に基づき適正に撤去及び処分を行うこと。
- 5 グラウンド、体育館等からの騒音や砂ぼこりの発生について、近隣の住宅への配慮を検討すること。
- 6 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

答 申 書 (案)

令和3年 月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 笠原 三紀夫

令和2年12月11日付け環環管第16号をもって諮問のありました「西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る配慮書案について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 統合後の学校の建設に関する事項のみならず、統合される学校の施設や設備を引き続き教育活動に利用する場合はその内容など、一連の学校統合による影響の全体像が理解できるよう配慮書に記載すること。
- 2 多様な特性を持つ児童・生徒の安心・安全かつ良好な通学・学習環境を確保するよう万全を期すこと。
- 3 既設建物の解体工事において、アスベスト含有建材が確認された場合は関係法令に基づき適正に撤去及び処分を行うこと。
- 4 グラウンドや体育館からの騒音等の影響について、近隣の住宅への配慮を検討すること。
- 5 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。